

市政運営の基本的考え方

元気都市かわさきの実現と改革の断行

平成17年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

目 次

I	市政運営に臨む基本姿勢	・ ・ ・ ・	1
II	「川崎の再生」に向けた主要施策の方向	・ ・ ・ ・	4
1	第2次行財政改革の断行	・ ・ ・ ・	4
2	新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進	・ ・ ・ ・	5
(1)	安全・安心でいきいきと暮らせるまち・かわさき	・ ・ ・ ・	5
(2)	人を育て心を育むまち・かわさき	・ ・ ・ ・	7
(3)	環境へのやさしさを世界に広げるまち・かわさき	・ ・ ・ ・	8
(4)	活力にあふれ風格のあるまち・かわさき	・ ・ ・ ・	9
(5)	魅力が輝く市民自治のまち・かわさき	・ ・ ・ ・	10
3	自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり	・ ・ ・ ・	11
III	おわりに	・ ・ ・ ・	13

I 市政運営に臨む基本姿勢

平成17年第4回川崎市議会定例会の開会にあたり、これからの市政運営に臨む私の基本的考え方を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

現在、国におきまして、今後の自治体運営をまさに左右するといつてよい、三位一体改革が進められているところであります。この改革は、中央集権型の行財政システムを、地方の財政的な自由度を高め、地方の実情に応じて真に住民が必要なサービスを地方自らの責任において自主的・効率的に選択、提供する地方分権型の行財政システムに変革するために行われるべきものであります。

今般、国から生活保護制度に対する国の責務を一方的に地方に押し付けるという、本来の改革の趣旨から大きくかけ離れた内容が示されましたが、このような、三位一体改革の名の下に国自らの責任を放棄し単に地方への負担転嫁を行う内容は断じて容認できないものであり、こうした国の姿勢に対して他の地方自治体とも連携しながら断固たる態度で臨む決意であります。

さらに、真の地方分権を実現するためには、現在進められている第1期改革だけではその規模、内容とも不十分であり、平成19年度以降も第2期改革として、さらに改革を推進するよう強く求めるものであります。

こうした中、地方自治体の長として、分権改革の推進にあわせて、人々のすこやかな暮らしを支えるために地方が果たすべき役割、責任が一層大きなものとなることを真摯に受け止めなければならないと考えております。

私は、「元気都市かわさきの実現と改革の断行」を掲げ、先の市長選挙に臨み、再度市民の方々から信託をいただき、川崎市長としての重責を担わせていただくことになりました。

選挙戦を通じて、私が一貫して訴えてきた、改革の断行をはじめとする

持続可能な社会の実現に向けた政策とこれまでの4年間の取組に、信任を与えてくださった多くの方々から寄せられた期待の大きさ、そして課せられた責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。

私は4年前、財政問題をはじめ課題が山積している本市の状況を打開するため、川崎が持つ魅力や長所を最大限に活かし、「川崎の再生」に全力で取り組むことをお約束いたしました。

そして、危機的な財政状況を一刻も早く克服し、持続可能な財政基盤を確立することが、川崎の再生と市民生活の維持向上に不可欠であるという認識の下、行財政改革を市政運営の最優先課題として位置づけ、いち早く「行財政改革プラン」を策定し、職員の大幅削減など徹底した内部改革を行うとともに、公共公益施設・都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築に取り組んでまいりました。

また、低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行など社会経済環境が大きく転換する中で、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」を策定するとともに、豊かな市民協働社会の実現をめざして「自治基本条例」を制定するなど、議員や市民の方々の御理解と御協力により、川崎の再生と市民本位のまちづくりに向けた大きな枠組みをお示しすることができました。

しかしながら、これらの取組は、まだ道半ばであり、大きな枠組みに基づき、これから実践的な取組を着実に積み重ねることが、川崎の将来に向けて大変重要であると考えております。

こうした観点に立ち、私は、「第2次行財政改革の断行」、「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を3本柱として、市政運営に渾身の力を傾けてまいります。

私は、今回の選挙を通じて、多くの方々から叱咤激励をいただく中で、「引き続き改革を断行すべき」という市民の方々の声を伺い、改革への期

待を肌で感じました。

私の進める改革は、福祉サービスをより充実させるための改革であり、事業手法を効果的で効率的なものに改めコストを削減し、新たに捻出した財源を有効に活用することにより、将来にわたって市民に直接届く福祉サービスを増やすということを主眼としております。さらに、これまで提供してきたさまざまなサービスについても、社会経済環境の変化を踏まえ、公平・公正の観点から見直すことが必要であり、こうした取組を進めることにより持続可能な福祉サービスの実現をめざしてまいります。

これまでの改革の取組では、危機的な財政状況の中で、過去のいわゆる負の遺産の整理に精力を傾けざるを得ず、また、職員の削減や民間活力の導入などにより生じた財源も、歳入不足に充当せざるを得ませんでした。本市の財政環境は、市税収入の伸び悩みや地方財政計画の見直し等の影響もあり、依然として厳しい状況にありますが、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を進めるとともに、改革により産み出す新たな財源を活かして、就学前児童への小児医療費助成の拡大、私立幼稚園保育料補助の拡大、市民の安心な生活を保障するための救急体制の強化などを行うほか、水道料金の引き下げなど、具体的な形で改革の成果を市民の方々に還元していく取組を進めてまいります。

このように改革は、活力とうるおいのある「元気都市かわさき」を実現していくための原動力となるものでありますが、この改革を成し遂げるためには、決して怯まない強い信念、環境変化をつぶさに捉えて変えるべきは変えるという勇気と決断、そしてこうしたものに裏付けられた実行力と行動力が必要となります。

私は、激しい社会経済環境の変化に的確に対応し、川崎の再生に向けて改革を進めることにより、未来への礎をしっかりと築きあげることが、自らの使命であると考え、引き続き先頭に立って、不退転の決意で今後の市政運営に取り組んでまいります。

Ⅱ 「川崎の再生」に向けた主要施策の方向

1 第2次行財政改革の断行

市政運営の第1の柱は、今年3月に策定した第2次行財政改革プランに基づく改革を断行することです。

はじめに、行政体制の再整備につきましては、まず、第1次の改革に引き続き、「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、これまで主として行政が担ってきた事務執行手法を見直し、指定管理者制度の積極的な活用をはじめ、民間活力を有効に活用することなどにより、今後3年間でさらに約千人の職員を削減する一方、子育て支援や区役所機能の強化など積極的な対応が求められる施策については、的確に対応できる体制を整備するなど、メリハリをつけながら、効果的で効率的な執行体制を構築してまいります。

また、社会経済環境の変化を踏まえた諸手当の見直しなどを引き続き行うほか、公共サービスの担い手として市民の期待に応えるためには、職員一人ひとりが、高い見識と強い意欲を持って主体的に地域の課題解決に取り組んでいくことが必要であることから、意識改革や能力開発を促すとともに、若手職員や女性人材の育成と積極的な登用などにより、組織の活性化を図ってまいります。さらに、職員の能力や実績を適正に評価して、給与等の処遇に反映させる新人事評価制度を本格実施するなど、新たな人事・給与制度を構築してまいります。

次に、公営企業の健全化に向けた取組として、まず、病院事業につきましては、本年4月から地方公営企業法の規定を全面的に適用いたしましたが、経営評価システムの導入により、一層の経営改善を図ってまいります。また、水道事業や自動車運送事業をはじめとするその他の公営企業につきましても、人件費の縮減や業務執行手法の転換などを進め、経営健全化の取組をさらに加速してまいります。

また、市が出資する法人につきましては、指定管理者制度の導入などを受けて、民間部門による公的サービスの提供が可能になる中で、その存在意義を厳しく再検証する必要があります。こうしたことから、法人の必要性や役割を見直し、統廃合や民営化を進めてまいります。

次に、公共公益施設・都市基盤整備の見直しにつきましては、厳しい財政状況の中、事業の緊急性や妥当性などを勘案して的確な事業選択や優先順位づけを行うとともに、施設の長寿命化の推進や既存ストックの活用、さらには効果的で効率的な整備主体・手法の選択などを適切に行いながら、新総合計画に沿って事業展開を図ります。

また、市民サービスの再構築につきましては、公平・公正で効果的な市民サービスを実現するために、「真に必要とする人々に、必要なサービスが迅速に、適正な費用で選択的に提供される環境をつくりあげる」という基本的な考え方にたち、引き続き見直しを進めます。

これらの取組を着実に推進することにより、平成21年度を目途に収支均衡を図り、健全な財政基盤を確立するとともに、改革の成果をさまざまな市民サービスに還元してまいります。

2 新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進

市政運営の第2の柱は、川崎再生のための経営プランとして策定した「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」を着実に推進することです。

(1) 安全・安心でいきいきと暮らせるまち・かわさき

市民の生命や生活の安全を守り、安心して日々の暮らしを営むことができるよう、安全・安心な地域生活環境の整備を推進するとともに、高齢者

や障害者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を営むことのできる社会の実現に向けて、自助・共助・公助のバランスを保ちながら、共に支え合う地域福祉社会づくりを進めます。

はじめに、安全・安心な地域生活環境の整備に向けた取組といたしましては、近年各地で被害が相次いでいる大規模な地震や台風をはじめ、いつ起こるか予測のできない災害に備え、災害時における避難拠点の安全性の向上を図るために、小中学校をはじめとする公共建築物の耐震化や新エネルギーの導入を推進するとともに、民間木造住宅についても耐震化に向けた支援を拡充します。

また、救急医療体制を充実させるために、川崎病院に救命救急センターを開設するとともに、初期、2次、3次の救急医療機関の連携を強化するほか、北部地域における救急・急性期医療を軸とする中核病院として、救急災害医療センターを備えた多摩病院を開設します。

さらに、ライフラインである水道事業については、引き続き、安定供給に努めるとともに、効率的な経営を進め、水道料金の引き下げに向けた取組を進めてまいります。

そのほか、安全・安心な地域づくりに向け、警察や市民・諸団体との協働による防犯対策の充実や放置自転車対策の推進など総合的な取組を推進します。

次に、共に支え合う地域福祉社会づくりに向けた取組といたしましては、高齢者の状況にあわせた多様な居住環境の確保に向けて、民間活力の活用により、特別養護老人ホームやグループホーム、ケアハウスなどを整備するほか、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を送ることができるように、介護予防拠点の整備や介護予防プログラムの充実を図ります。

また、シニア世代が、自らの持つ豊かな経験・知識・能力を地域社会で活かすことのできるしくみを構築するために、シニア自身による地域活動支援組織の整備を促進するとともに、シニアライフ創造センター機能の整

備に向けた取組を進めます。

さらに、障害者の社会的自立とノーマライゼーションの理念の実現に向けて、施設系サービスと在宅サービスを組み合わせた総合的な地域支援サービスの推進など障害者施策の充実を図ります。

（２） 人を育て心を育むまち・かわさき

21世紀を担っていく子どもたちが、すこやかに成長することができる環境を整備するとともに、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることのできる社会をめざし、総合的な子ども支援施策を展開します。

まず、子育てに関する負担の軽減を図るために、小児医療費の助成制度を就学前児童へと拡充するとともに、私立幼稚園の保育料補助を充実していきます。さらに子育てに関する相談指導や情報提供を行う地域子育て支援センターの整備を一層進めることなどによって、地域の子育て機能の向上を図ります。

また、認可保育所の新增設を進め、保育所待機児童の解消を図るとともに、長時間保育や一時保育など、多様な市民ニーズに対応した保育環境の整備・充実を計画的に進めます。

さらに、子どもたちの、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という「生きる力」を育むために、少人数指導を進めるとともに、学力の定着度を把握し、これを指導へと反映させる学習状況・学習意識調査の実施などにより学校教育活動の充実を図るなど、教育改革を推進します。

また、平成18年度に開校する土橋小学校については、保護者や地域住民の方々と校長、教職員が力を合わせて学校運営を行うコミュニティスクールとして運営していきます。さらに、その後、各区に1校ずつコミュニティスクールを整備してまいります。

(3) 環境へのやさしさを世界に広げるまち・かわさき

快適な生活環境を守るために、地域レベルから地球温暖化防止対策やリサイクルの推進などに取り組み、環境配慮・循環型の地域社会づくりを推進するとともに、市民共有の財産である貴重な緑の保全・育成など、憩いとうるおいの環境づくりを進めます。

環境配慮・循環型の地域社会づくりに向けた取組といたしましては、U N E P（国連環境計画）との連携により、臨海部に立地する企業が有する環境技術を活かした国際貢献を進めます。あわせて、国連が提唱するグローバルコンパクトの理念を踏まえ、さまざまな主体が、環境に配慮した自主的な諸活動によって持続可能な地域社会づくりに貢献する「かわさきコンパクト」の作成・提唱に向けた取組を進めます。さらに、環境分野に関する総合的な調査研究・情報発信機関として、環境総合研究所を整備するとともに、新エネルギーの普及促進に向けて、住宅用太陽光発電装置の導入に対する新たな助成制度の創設などに取り組んでまいります。

また、普通ごみの収集回数を週4回から3回へと変更するとともに、循環型社会の実現に向けて、新たにミックスペーパーの分別収集を実施するなど、リサイクルの推進を図ります。

次に、憩いとうるおいの環境づくりに向けた取組といたしましては、緑の基本計画を改定し、これに基づき緑の保全と育成を進めるとともに、里山づくりなどによる農ある風景の保全を図ります。

また、市民参加による地域主体のまちづくりを進めるために、自然環境の保全や緑化の推進に取り組む市民の諸活動を支援します。

さらに、多摩丘陵から三浦丘陵にいたる緑を一体的な緑の回廊として結びつける取組を、他の関係自治体との広域的な連携や市民との協働により進めるなど、自然環境を次世代へと継承していくための施策を、多様な手法によって進めてまいります。

（４） 活力にあふれ風格のあるまち・かわさき

川崎の産業活力を高めるために、競争力強化に向けた産業イノベーションを促進するとともに、本市の地理的優位性を活かした「広域調和・地域連携型まちづくり」を進め、臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備を推進します。

はじめに、川崎の活力を生み出す産業イノベーションに向けた取組といたしましては、臨海部やＪＲ南武線沿線の立地企業が有する研究開発力や高度なものづくり技術、首都圏における立地優位性などを十分に活かすとともに、工業用水の利用者負担の軽減やものづくりの新技术・新製品開発等の支援を行うことなどにより、これからの川崎の基幹産業となる研究開発、ものづくり産業の集積を促進します。

また、アジア起業家村構想の推進により、成長著しいアジア企業の集積と、アジア諸国との交流の活性化を図ります。

さらに、社会や経済の構造が右肩上がりから持続型へと転換する中、環境や市民生活に貢献する都市農業の振興を図るために、農産物ふれあい市などによる地産地消の推進や農業の担い手の育成などに取り組みます。

また、地域商業とコミュニティの連携、融合を通じて、市民の暮らしの支援や地域の活性化を図るため、「Buyかわさきキャンペーン」などを通じた川崎の名店・名産品づくりを促進するとともに、音楽のまちづくりやホームタウンスポーツの振興などと連動した魅力ある商店街づくりを促進します。

次に、川崎臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備に向けた取組といたしましては、臨海部の再生を進めるため、羽田空港の再拡張・国際化に対応し、国及び関係都縣市との広域連携による羽田連絡道路等の都市基盤の整備や臨海都市拠点である川崎殿町・大師河原地域や浜川崎駅周辺地域の整備などを推進するとともに、川崎港については、国際的な物流拠

点として港湾物流機能の高度化を図ってまいります。

また、魅力ある都市拠点として、川崎、小杉、溝口、宮前平・鷺沼、登戸・向ヶ丘遊園及び新百合ヶ丘の駅周辺地区などの整備を着実に推進します。川崎駅周辺地区におきましては、西口の民間再開発事業と連携しながら駅前広場、道路などの都市基盤の整備を進めるとともに、駅東西の回遊性向上や東口駅前広場のバリアフリー化の推進などにより、広域都市拠点機能として地区全体の機能を高めてまいります。また、小杉駅周辺地区におきましては、ＪＲ横須賀線武蔵小杉新駅の整備を促進するとともに、幹線道路の整備を進め、さらに、民間再開発事業を適切に誘導することにより、本市の新たな玄関にふさわしい都市拠点の形成を図ってまいります。

また、都市機能の向上と円滑な交通機能の確保に向けて、川崎縦貫道路Ⅰ期の整備促進や市内の幹線道路網の整備に取り組むとともに、川崎縦貫高速鉄道線の武蔵小杉駅に接続する計画の推進など、広域的な交通幹線網の整備を進めます。

（５） 魅力が輝く市民自治のまち・かわさき

川崎の特徴や長所を有効に活かしながら、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるために、川崎の魅力を育て発信する取組を進めるとともに、市民自治と区役所機能の拡充を図ります。

川崎の魅力を育て発信する取組といたしましては、川崎の新たな魅力として広がりつつある音楽のまちづくりをさらに推進するとともに、新百合ヶ丘を中心とした芸術のまちづくりの推進など、文化芸術活動の振興と育成を図ってまいります。

また、貴重な自然空間である多摩川の多彩な魅力を活かした総合的な施策を展開するために多摩川プランを策定し、より多くの市民が親しめるような環境づくりを推進します。

さらに、世界的な芸術家である岡本太郎氏の作品を展示する岡本太郎美

術館や市民ミュージアムなどの文化資源と、全国で活躍する多くのガラス工芸家が巣立っているガラス工芸研究所など民間とのネットワーク化を図ることなどにより、多様な文化発信拠点づくりに取り組んでまいります。

また、川崎の多彩な魅力を戦略的に発信するとともに、多様な観光資源の創出を図り、産業観光など新たな観光を振興してまいります。

3 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

市政運営の第3の柱は、市民自治の確立をめざし制定した自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりです。

本格的な地方分権時代を迎える中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、新たな自治のしくみをつくり、市民本位の行政運営を推進するとともに、地域の課題を解決するための環境を整備し、市民の参加と協働による、誰もが暮らしやすいと感じることのできる地域社会づくりに取り組んでまいります。

まず、市政に市民が主体的にかかわるしくみづくりとして、市政の重要事項について直接市民の意思を把握する住民投票制度の創設に取り組んでまいります。また、自治運営の基本原則である情報共有と参加の実効性を高めるために、パブリックコメント手続の制度化を行ってまいります。

さらに、自立性のある地域社会をつくりあげていくためには、多様性と先駆性のある市民の自発的な活動の広がりが不可欠であることから、市民活動への支援を拡充するとともに、協働の基本的考え方、推進方法等を定めることを目的とする「協働のルール」の策定などにより、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

また、市民に身近な区役所を地域の総合行政と市民協働の拠点とするために、地域のまちづくりや子ども支援のための体制整備を進めるとともに、

地域の課題を地域で解決するための調査、審議を行う区民会議を本格的に施行するほか、これにあわせて地域の課題を迅速かつ的確に解決していくために、区長の調整機能を強化するための制度構築や、区予算の充実など区役所機能を強化してまいります。

さらに、戸籍事務の電算化、区役所、支所、出張所等の窓口サービス機能の見直し、登戸行政サービスコーナーの開設などを通じて、利便性の高い窓口づくりを推進するとともに、市民からの問い合わせや相談などに迅速、適切に応える総合コンタクトセンターの機能充実や電子申請システムの整備などにより、市民満足度の高い行政サービスを提供してまいります。

Ⅲ おわりに

私は、この４年間を通じ、川崎はさまざまなポテンシャルと多彩な地域資源に恵まれていることを、改めて実感しております。

産業面では、国際的な競争力を持つ大企業や先端的な研究開発機関が数多く立地し、また、機械・エレクトロニクス・金属加工など高い基盤技術力を持つ中小企業の集積が進んでおります。これらの企業などが有する我が国でも屈指の環境技術や先端産業技術を活用して、世界に貢献することにより、川崎の存在感を広く国際社会に示すことができると考えております。

また、芸術文化面では、ミューザ川崎シンフォニーホールをシンボルとする「音楽のまち・かわさき」が全市的な広がりを見せつつありますが、平成１９年４月には、芸術のまちづくりを進めている新百合ヶ丘地区に昭和音楽大学が開校することで、さらに拍車がかかることが期待されます。

さらに、スポーツでは、Ｊ１に昇格し大健闘している川崎フロンターレをはじめとする市内のトップチーム・トップアスリートの全国的な活躍に加え、平成１９年度には川崎の地で、アメリカンフットボールのワールドカップが開催されるという明るい話題もあり、スポーツの振興を通じた魅力と活力にあふれるまちづくりが進むものと考えております。

また、本市の貴重な自然空間である多摩川は、近年、数多くの鮎が遡上するまでに水質が改善され、憩いの場、活動の場、学習の場として多くの市民に親しまれております。

元気都市かわさきを実現するためには、こうした川崎の良いところをさらに磨き、つなげることにより、川崎の新たな価値を創造していくことが重要であると考えております。

私がめざしているのは、川崎の持つ強みや魅力を積極的に活かしながら、新たな価値を創造し、それを都市の活力につなげていくことであり、その活力を、新たな魅力や価値の創造に活かしていくような、魅力と価値と活

力の好循環、すなわちグッドサイクルを生み出す都市の姿であります。

私は、市民の皆様や事業者の方々とも手を携え、強い信念と熱い情熱を持って、魅力が輝き、活力にあふれる「元気都市かわさき」の実現をめざして、全力を傾注してまいります。

以上、私がこれから４年間、川崎市政を担うにあたっての基本的な考え方について申し上げました。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。